

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上  
に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う  
関係告示の制定・改正について（概要）

## 1. 背景

令和 4 年 6 月 17 日に公布された「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」（令和 4 年法律第 69 号。以下「改正法」という。）附則第 1 条第 4 号に掲げる規定が令和 6 年 4 月 1 日に施行されること等を踏まえ、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）における防火規制の合理化に係る事項について、関係告示を制定・改正する必要がある。

※ 法第 26 条第 2 項等に基づく告示の制定については、令和 6 年 1 月 19 日よりパブリックコメントを開始済。

※ 本概要中の条項は改正法附則第 1 条第 4 号に掲げる規定及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和 5 年政令第 280 号。以下「整備政令」という。）による改正後の条項とする。

## 2. 概要

### I. 耐火建築物に係る主要構造部規制の合理化関係

#### I-1. 主要構造部のうち防火上及び避難上支障がない部分を区画する床、壁及び建築基準法施行令第 109 条に規定する防火設備の構造方法を定める件の新設（建築基準法施行令第 108 条の 3 第 1 号関係）

改正法による法第 2 条第 9 号の 2 の改正により、同号に規定する耐火建築物について、主要構造部のうち防火上及び避難上支障がない部分は耐火構造等でなくともよいこととされた。整備政令によって新設された建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）第 108 条の 3 により、当該防火上及び避難上支障がない部分は、通常火災が発生した場合に建築物の他の部分又は周囲への延焼を有効に防止できる性能を有する床、壁又は防火設備（以下「特定区画」という。）で区画されていること等の基準を満たす部分とされた。

今般、令 108 条の 3 第 1 号の規定に基づき、特定区画の構造方法を次のように定めることとする。

(1) 各特定区画に囲まれた部分の床面積<sup>\*1\*2</sup>は、100 m<sup>2</sup>以内とすること。

※1 特定区画内に 2 階部分がある場合は、2 階部分の床面積を含む。

※2 スプリンクラー設備等を設けた部分の床面積の1/2は含めない。

(2) 特定区画同士が隣接しないこと。

(3) 区画方法に応じて、それぞれ次に定める構造方法とすること。

① 中間階に設ける場合（特定区画によって、損傷許容主要構造部（令第108条の3第1号に規定する主要構造部のうち防火上及び避難上支障がない部分をいう。）である中間床、階段、柱、はり及び壁を区画する場合） 次の(i)から(vii)までに掲げる基準に適合するものであること。

(i) 法別表第1(i)欄(5)項及び(6)項に掲げる用途以外の用途とすること※3。

※3 特定区画内に2階部分を有する場合は共同住宅の住戸又は事務所その他これらに類する用途に限る。

(ii) 特定区画内の階数を2以下とすること。

(iii) 特定区画の外壁開口部の面積は、次の表1のとおりとすること。

表1

スプリンクラー設備等の有無		外壁開口部の面積の合計（単位 m <sup>2</sup> ）
無	s < 9 の場合	3(s - 5) 未満
	s ≥ 9 の場合	制限なし
有	s < 8 の場合	3(s - 4) 未満
	s ≥ 8 の場合	制限なし

この表において、s は隣地境界線及び対面道路境界線※4から特定区画の開口部への最短離隔距離（単位 m）を表すものとする。

※4 道路を介した反対側の隣地境界線とする。

(iv) 特定区画部材の具体的な仕様

特定区画を構成する床、壁及び防火設備等（以下「特定区画部材」という。）の構造方法は特定区画通常火災継続時間※5に応じて、次の表2に掲げる構造方法のいずれかとすること。

※5 特定区画で囲まれた部分の構造に応じて、通常の火災が通常継続する時間をいう。以下同じ。

表2

主要構造部	特定区画通常火災継続時間	構造方法
耐力壁である間仕切壁	120分超の場合	(a) 令第108条の3第1号の規定による国土交通大臣の認定を受けたもの
	90分超120分以下の場合	(b) (a) に該当するもの

		<p>(c) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨コンクリート造で厚さが10cm以上のもの<sup>※6</sup></p> <p>※6 かぶり厚さについて平成12年建設省告示第1399号第1第1号イ同様とする。以下I-1（この表（af）を除く。）において同じ。</p>
	90分以下の場合	<p>(d) (b) 及び (c) に適合するもの</p> <p>(e) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨コンクリート造で厚さが8.5cm以上のもの</p>
非耐力壁である間仕切壁	120分超の場合	(f) 令第108条の3第1号の規定による国土交通大臣の認定を受けたもの
	90分超120分以下の場合	<p>(g) (f) に適合するもの</p> <p>(h) 軽量気泡コンクリートパネルで厚さが12cm以上のもの</p> <p>(i) 間柱及び下地を鉄材又は木材で造り、かつ、その両側に防火被覆（厚さ25mm以上の強化せっこうボードを2枚以上張ったものに厚さ25mm以上の繊維強化セメント板（けい酸カルシウム板に限る。）で覆ったもの</p>
	90分以下の場合	<p>(j) (g) から (i) までに適合するもの</p> <p>(k) 軽量気泡コンクリートパネルで厚さが10cm以上のもの</p> <p>(l) 間柱及び下地を鉄材又は木材で造り、かつ、その両側に防火被覆（強化せっこうボードを3枚以上張ったもので、その厚さの合計が63mm以上のものに限る。）が設けられたもの</p> <p>(m) 間柱及び下地を鉄材で造り、かつ、その両面を繊維強化セメント板（けい酸カルシウム板に限る。）を2枚以上張ったもので、その厚さの合計が30mm以上のもので覆ったもの</p>
外壁	120分超の場合	(n) 令第108条の3第1号の規定による国土交通大臣の認定を受けたもの
	90分超120分以下の場合	(o) (n) に該当するもの

		(p) 間柱及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、その両側に (i) に該当する防火被覆 (当該防火被覆の上に金属板、軽量気泡コンクリートパネル若しくは窯業系サイディングを張った場合又はモルタル若しくははしっくいを塗った場合に限る。) が設けられたもの
	90 分以下の場合	(q) (o) 及び (p) に適合するもの (r) 間柱及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、その両側に (l) 又は (m) に該当する防火被覆 (当該防火被覆の上に金属板、軽量気泡コンクリートパネル若しくは窯業系サイディングを張った場合又はモルタル若しくははしっくいを塗った場合に限る。) が設けられたもの。
柱	120 分超の場合	(s) 令第 108 条の 3 第 1 号の規定による国土交通大臣の認定を受けたもの
	120 分以下の場合	(t) (s) に適合するもの (u) 小径を 25cm 以上とし、かつ鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨コンクリート造であるもの
区画下部の床	120 分超の場合	(v) 令第 108 条の 3 第 1 号の規定による国土交通大臣の認定を受けたもの
	90 分超 120 分以下の場合	(w) (v) に適合するもの (x) 鉄筋コンクリートで厚さ 15cm 以上のものであって、以下の (一) から (三) までの基準に適合するもの (一) 床の下面に厚さ 1.2cm 以上の鋼板を密着して設置したもの (二) 床の上面に厚さ 50cm 以上の防火被覆 (コンクリートに限る。) を設けたもの (三) 径 12mm 以上の異形鉄筋を縦横に 15cm 以下の間隔で複配筋としたもの
	90 分以下の場合	(y) 90 分超 120 分以下の場合に示す構造 (z) 鉄筋コンクリートで厚さ 15cm 以上のものであって、以下の (一) 及び (二) に該当するもの

		(一) (x) (一) 及び (x) (三) に適合するもの (二) 床の上面に 3.5cm 以上の防火被覆（コンクリートに限る。）を設けたもの
区画上部の床	120 分超の場合	(aa) 令第 108 条の 3 第 1 号の規定による国土交通大臣の認定を受けたもの
	120 分以下の場合	(ab) (aa) に適合するもの (ac) 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で厚さ 10cm 以上であるもの
はり	120 分超の場合	(ad) 令第 108 条の 3 第 1 号の規定による国土交通大臣の認定を受けたもの
	120 分以下の場合	(ae) (ad) に適合するもの (af) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨コンクリート造（鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さが 5cm 未満のものを除く。）であるもの
間仕切壁の開口部に設ける防火設備	90 分超の場合	(ag) 令第 108 条の 3 第 1 号又は令第 109 条の 8 の規定による国土交通大臣の認定を受けたもの
	90 分以下の場合	(ah) 準遮熱型 90 分間防火設備 <sup>※7</sup> 又は準遮熱型特定防火設備 <sup>※7※8</sup> （Ⅲ－1（12）に規定する防火設備をいう。以下同じ。） （準遮熱型防火設備を設ける場合にあっては、隣接室（特定区画の加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）が面する室をいう。）がⅢ－3（1）に適合すること。遮熱型防火設備を設ける場合においてはこの限りではない。）

※7 令第 112 条第 19 項第 2 号に規定する構造であって、次の①から③までに該当しているものに限る。

- ① 周囲の部分（防火設備から内側に 15cm 以内の間に設けられた建具がある場合においては、その建具を含む。）が不燃材料で造られた開口部に取り付けられたもの
- ② 枠若しくは他の防火設備と接する部分を相じゃくりとし、又は定規縁若しくは戸当たりを設ける等閉鎖した際に隙間が生じない構造としているもの
- ③ 取付金物が当該防火設備が閉鎖した際に露出しないように取り付けられたもの

※8 ①又は②に適合すること。

- ① 特定区画の入口部分に付室（火災の発生のおそれの少ない室（令第 128 条の 7 第 2 項に規定する室をいう。以下同じ。）であり、かつ、当該室を構成する壁を防火上支障のな

い性能を有するものとした室に限る。) が設けられている場合は 準遮熱型特定防火設備を2枚設けること

② ①以外の場合 準遮熱型特定防火設備 (延焼防止上支障がないことについて令第109条の8の規定による国土交通大臣の認定を受けたものに限る。) を2枚設けること

- (v) 上階への延焼を抑制するものとして、次に掲げる基準に適合すること。
- (一) 特定区画以外の室の外壁開口部 (噴出火炎により延焼するおそれのある範囲にあるものに限る。) については以下のいずれかとする。ただし、特定区画の内装の仕上げを準不燃材料とし、特定区画と上階の間に 0.9m 以上の庇若しくはバルコニーを設けたもの、又は特定区画の外壁開口部の高さが 0.3m 以下若しくはその面積が 0.2 m<sup>2</sup>以下の場合、その限りでない。
- (a) 特定区画と上階の間に 0.9m 以上の庇またはバルコニーを設けた場合にあつては、法第2条第9号の2ロに定める防火設備を設けること。
- (b) 特定区画の内装の仕上げを準不燃材料とし、特定区画と上階の間に 0.5m 以上の庇またはバルコニーを設けた場合にあつては、法第2条第9号の2ロに定める防火設備を設けること。
- (c) (a)、(b) 以外にあつては、通常の火災による加熱が加えられた場合に、加熱開始後特定区画通常火災継続時間加熱面以外の面に火炎を出さない防火設備を設けること。
- (二) (一) に規定する噴出火炎により延焼するおそれのある範囲は、次の表3のとおりとする。

表3

方向	距離
鉛直方向：特定区画の外壁開口部 <sup>※9</sup> の上端から次式により算出される $Y_{lim,1}$ (単位 m) 以下の範囲	$Y_{lim,1} = \{H + \min(1.1B, 2H)\} (1 - 0.5L), 6.2) + H$
水平方向：特定区画の外壁開口部の水平端部から次式により算出される $X_{lim,1}$ (単位 m) 以下の範囲	$X_{lim,1} = \min(2/3 Y_{lim,1} (1 - 0.5L), 3) + 1/2B$
奥行方向：特定区画の存する階の外壁面から 4.5m 以下の範囲	
H：特定区画以外の外壁開口部の高さ (単位 m)	
L：特定区画と上階の間の庇等の出寸法 (単位 m)	
B：特定区画以外の外壁開口部の長さ (単位 m)	

※9 噴出火炎により延焼するおそれのある範囲にある外壁の部分で、屋外側の仕上げが不燃材料以外である部分については、外壁開口部とみなす。以下この表3、表4において同じ。

- (vi) 下階から特定区画への延焼を抑制するものとして、次の (一) 及び (二) に掲げる基準に適合すること。

- (一) 特定区画の外壁開口部（噴出火炎により延焼するおそれのある範囲にあるものに限る。）にあつては法第2条第9号の2に定める防火設備とすること。ただし、下階と特定区画の間に0.9m以上の庇又はバルコニーを設けた場合及び外壁開口部の直径が0.15m以下または面積が0.01㎡以下である場合については、この限りでない。
- (二) (一)に規定する噴出火炎による延焼するおそれのある範囲は、次の表4のとおりとする。

表4

方向	距離
鉛直方向：特定区画の下階の室の外壁開口部の上端から次式により算出される $Y_{1im,2}$ （単位 m）以下の範囲	$Y_{1im,2} = \min \left( \max \left( 2.67 (BH^2)^{1/3}, 2.39H \right), 3.6 \right)$
水平方向：特定区画の下階の室の外壁開口部の水平端部から次式により算出される $X_{1im,2}$ （単位 m）以下の範囲	$X_{1im,2} = \min \left( 2/3 Y_{1im,2} (1-L/0.9), 3 + 1/2B \right)$
奥行方向：下階の外壁面から4.5mの範囲	
H：特定区画の下階の外壁開口部の高さ（単位 m） L：特定区画と下階の間の庇等の出寸法（単位 m） B：特定区画の下階の外壁開口部の長さ（単位 m）	

② 屋上又は地上に設ける場合（特定区画によって、損傷許容主要構造部である屋根、柱、はり及び壁を区画する場合） 次の(i)から(vii)までに掲げる基準に適合するものであること。

- (i) 法別表第1(i)欄(5)項及び(6)項に掲げる用途以外の用途に供するものとする。
- (ii) 特定区画内の階数を1とすること。
- (iii) 特定区画の外壁開口部の面積は、次の表5のとおりとすること。

表5

スプリンクラー設備等の有無	隣地境界線及び対面道路境界線から損傷許容主要構造部の水平投影外周線への最短距離（単位 m）	外壁開口部の面積の合計（単位㎡）
無	9未満の場合	$3(s-5)$ 未満
	9以上の場合	制限なし
有	8未満の場合	$3(s-4)$ 未満

	8 以上の場合	制限なし
この表において、s は隣地境界線及び対面道路境界線から特定区画の開口部への最短離隔距離（単位 m）を表すものとする。		

- (iv) 損傷許容主要構造部の落下の恐れがない場合を除き、落下防止上支障のない高さの腰壁を設けること。
- (v) 次に掲げる部分にあっては、外壁の屋外側の仕上げを不燃材料とし、かつ当該部分の外壁の開口部に特定防火設備が設けられていること。
- イ 損傷許容主要構造部の水平投影外周線から水平距離 5m 以内に存する外壁にあっては、当該損傷許容主要構造部のうち最も高い部分から垂直距離 7m 以下である部分
- ロ 損傷許容主要構造部の鉛直投影外周線から水平距離 5m 以内に存する外壁にあっては、当該鉛直投影外周線から水平距離 10m 以下である部分
- (vi) 特定区画部材にあっては、① (iv) に掲げる基準（地上（当該区画下部に室が存しない場合に限る。）に設ける場合にあっては、(iv) (v) から (z) までを除く。）に適合すること。
- (vii) 地上に設ける場合にあっては①(v)に、屋上に設ける場合にあっては①(vi)に掲げる基準に適合すること。
- (4) (3) ①又は②に規定する損傷許容主要構造部のうち、建築物に作用する水平力を負担する部材（以下「水平力負担材」という。）その他当該部材が損傷した場合に特定区画が倒壊するおそれのない部材であって、特定区画を支持するものが存する場合にあっては、次のイ及びロに適合するものであること。
- イ 特定区画部材は、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨コンクリート造とすること。
- ロ 特定損傷主要構造部を除いたと仮定した特定区画部材に、当該区画が存する建築物に常時作用している荷重（固定荷重と積載荷重との和（令第 86 条第 2 項ただし書の規定によって特定行政庁が指定する多雪区域においては、更に積雪荷重を加えたものとする。)) によって生ずる応力度が、特定区画部材のいずれかにおいて長期に生ずる力に対する許容応力度を超えないこと。
- (5) 給水管、配電管その他の管（以下「給水管等」という。）が当該特定区画（屋外に面するものを除く。）を貫通する場合には、当該管と当該特定区画との隙間をモルタルその他の不燃材料で埋めるとともに、当該管の構造を令第 129 条の 2 の 4 第 1 項第 7 号イからハまでのいずれかに適合するものとする。ただし、同号ハを適用させる場合においては、特定区画通常火災継続時間当該特定区画の加熱側の反対側に火炎を出す原因となる損傷を生じないものとして同号に規定する国土交通大臣の認定を受けたものとする。
- (6) 換気、暖房又は冷房の設備の風道（以下「換気等設備の風道」という。）が特定区



画を貫通する場合においては、令第112条第21項の規定に適合するものとする。ただし、同項を適用させる場合においては、当該風道が貫通する特定区画に要求される時間遮炎性等を有するものとして、国土交通大臣が定める構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとする。

(7) (3) ① (iv) に規定する特定区画通常火災継続時間は、損傷許容主要構造部に使用する木材の体積に応じて算出すること。ただし、(3) ②に掲げる場合にあっては、特定区画通常火災継続時間を90分間とする。

(8) (3) に規定する「遮熱型90分間防火設備」は、次のいずれかに適合する防火設備であること。

イ 防火設備に通常の火災による火熱が90分間加えられた場合に、当該加熱面以外の面の温度が、可燃物燃焼温度以上に上昇しないものとして、令第108条の3第1号又は令第109条の8の規定による国土交通大臣の認定を受けたものであること。

ロ 骨組を鉄製とし、両面にそれぞれ厚さが1mm以上の鉄板及び厚さが30mm以上のケイ酸カルシウム板を張った防火戸であること。

(9) (3) (iv) に規定する「準遮熱型90分間防火設備」は、次のいずれかに適合する防火設備であること。

イ (8) に規定する遮熱型90分間防火設備に該当するものであること。

ロ 防火設備に通常の火災による火熱が90分間加えられた場合に、当該加熱面以外の面の温度が、Ⅲ-3(2)に定める温度以上に上昇しないものとして、令第108条の3第1号又は令第109条の8の規定による国土交通大臣の認定を受けたものであること。

ハ 骨組を鉄製又は鋼製(SUS430に限る。)とし、両面にそれぞれ厚さが1mm以上の鉄板及び厚さが12mm以上のケイ酸カルシウム板を張った防火戸(次の(一)及び(二)に適合するもので、かつ、枠(見付寸法が50mm以上であるものに限る。)及び框(見付寸法が120mm以上であるものに限る。)の見付け面に12mm以上のケイ酸カルシウム板を張ったものに限る。)であること。

(一) 枠を鉄材または鋼材(SUS430に限る。)で造り、その内部にモルタル又はせっこうを充填すること。

(二) 火災時において戸との取付部分に隙間が生じないように、加熱により膨張する部材(黒鉛を含有するエポキシ樹脂で造られたものに限る。)を戸の全周にわたって設置すること。

(10) 損傷許容主要構造部の具体的な仕様

損傷許容主要構造部は木材で造られたもので、次の各号に定める構造方法とすること。

- ① 損傷許容主要構造部である水平力負担材は、当該材が存する階に必要な水平力負担材の1/3以内とすること。ただし、建築物に構造上支障のないことが計算又は実験によって確かめられた場合においては、この限りでない。
- ② 次の表6に掲げる基準を満たすものとする。

表6

中間階に設ける場合	イ	1の損傷許容部材の質量が19600N以下であること。
	ロ	損傷許容部材の床面積あたりの質量が3500N以下であること
	ハ	1の損傷部材の重心の高さが、特定区画の区画下部の床の上面から4m以下であること。
	ニ	中間床、中間床及び階段を支える柱、はり並びに壁にあっては、1時間準耐火基準（令第112条第2項に規定する1時間準耐火基準をいう。以下同じ。）に適合する構造とすること。
	ホ	階段にあっては、次に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(i) 段板を令和元年国土交通省告示第195号第3第4号に定める構造とし、かつ、段板を支えるけたを同告示第1第1号ホに定める構造としたもの。</li> <li>(ii) 当該木材の厚さが3.5cm以上のもので、段板及びけたの外側の部分に同告示第3第3号ロ(1)、(2)又は(4)若しくは平成28年国土交通省告示第694号第1号に該当する防火被覆が設けられたもの</li> <li>(iii) 段板の表面に、令和元年国土交通省告示第195号第3第3号イ(1)から(3)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられ、その他の部分が(ii)に該当するもの</li> </ul>
屋上又は地上（区画下部に地階がある場合に限る。）に設ける場合	イ	1の損傷許容主要構造部の質量が17640N以下であること。
	ロ	1の損傷許容主要構造部の重心の高さが、特定区画の区画下部の床の上面から5m以下であること。
	ハ	損傷許容主要構造部の床面積あたりの質量が25400N以下とし、当該部材が特定区画の区画下部の床に落下した場合に、特定区画の区画下部の床を支持する部材が損傷しないことを構造計算により確かめること。
	ニ	損傷許容主要構造部の各部分から当該建築物の外壁の内側の境界線（地上に設ける場合にあつては、当該建築物の敷地の境界線）までの水平距離が当該損傷許容主要構造部の床面からの最高高さに相当する距離以上であること。
	ホ	損傷許容主要構造部の高さは特定区画の高さ以下とする

	こと。
	へ 屋根にあっては、Ⅱ－１（１）①ハに掲げる基準（ハ（iv）（一）を除く。）のいずれかに該当すること。
	ト 屋根を支える柱、はり及び壁にあっては、準耐火構造とすること。
地上（区画下部に地階がない場合）に設ける場合	屋上又は地上（区画下部に地階がある場合に限る。）の場合におけるニからトまでの基準に適合すること。

(11) 損傷許容主要構造部及び特定区画部材の接続部の構造方法

損傷許容主要構造部及び特定区画部材は、以下に掲げる方法で接続するものとする。

- ① 損傷許容主要構造部の特定区画通常火災継続時間以上の時間、その部分の存在応力を伝えることができるものとする。
- ② 接合金物、ボルト等の破壊等によって、特定区画に耐火性能上支障のある影響が生ずるおそれのないことが確かめられたものとする。

## Ⅱ. 大規模木造建築物の主要構造部規制の合理化関係

### Ⅱ－１. 建築基準法第 21 条第 2 項に規定する建築物の壁等又は防火設備の構造方法を定める件の新設（法第 21 条第 2 項関係）

改正法により法第 21 条第 2 項が改正され、延べ面積が 3,000 m<sup>2</sup>超の木造建築物（以下「大規模木造建築物」という。）は、壁等を通常の火災時における火熱が当該建築物の周囲に防火上有害な影響を及ぼすことを防止するために必要とされる性能を有するもので、国土交通大臣が定める構造方法とするか、国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならないこととされた。

整備政令により令第 109 条の 7 が改正され、大規模木造建築物が満たすべき性能は以下のいずれかに適合するものとされた。

- ① 建築物の周囲への放射熱（受熱量）の影響が避難上及び消火上必要な機能の確保に支障を及ぼさないものとなるよう、延焼を抑制する構造とすること。
- ② 特定主要構造部を基準法施行令第 109 条の 5 各号のいずれかに掲げる基準に適合するものとする。

今般、法第 21 条第 2 項に基づき大規模木造建築物の構造方法を次のとおり定める。

(1) 次の①又は②に定める構造方法とすること。

- ① 建築物の延べ面積が 4500 m<sup>2</sup>（建築物の全ての室（火災の発生のおそれの少ない室を除く。以下同じ。）にスプリンクラー設備等が設けられたものにあつては 6000 m<sup>2</sup>）以下である場合 次のイからチまでに掲げるものとする。
- イ 法別表第 1（い）欄（5）項又は（6）項に掲げる用途に供するものでない

こと。

ロ 主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏にあっては、準耐火構造とすること。

ハ 主要構造部である屋根（軒裏を除く。）にあっては、以下のいずれかに掲げる基準に適合し、かつ、平成 12 年建設省告示第 1365 号第 1 各号に掲げる構造方法のいずれかに該当するものとする。

(i) 耐火構造とすること。

(ii) 75 分間準耐火構造（令和元年国土交通省告示第 193 号第 8 に規定する準耐火構造をいう。）の床に用いる構造とすること。

(iii) 1 時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床に用いる構造とすること。

(iv) 準耐火構造の床に用いる構造（次の（一）及び（二）に適合するものに限る。）とすること。

(一) ホに定める区画を構成する壁にあっては、小屋裏又は天井裏に達せしめること。

(二) 防火被覆の取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分（以下「取合い等の部分」という。）を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とすること。

(v) 小屋裏の直下の天井の全部を令第 112 条第 4 項第 1 号に規定する強化天井とすること。

ニ 当該建築物（階段室及び付室の部分を除く。）が、床面積の合計 500 m<sup>2</sup>以内ごとに、1 時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は以下に掲げる基準に適合する特定防火設備（以下このニ、ホ及びへにおいて「防火区画」という。）で区画されていること。

(i) 令第 112 条第 19 項第 1 号に適合するものであって、次の（一）から（三）までに該当するものであること。

(一) 周囲の部分（防火設備から内側に 15cm 以内の間に設けられた建具がある場合においては、その建具を含む。）が不燃材料で造られた開口部に取り付けられたものであること。

(二) 枠若しくは他の防火設備と接する部分を相じゃくりとし、又は定規縁若しくは戸当たりを設ける等閉鎖した際に隙間が生じない構造としているものであること。

(三) 取付金物が当該防火設備が閉鎖した際に露出しないように取り付けられたものであること。

(ii) 居室又は室を相互に区画するもの（居室以外の室同士を相互に区画するものを除く。）にあっては、次の（一）又は（二）に掲げる区分に応じ、当該（一）又は（二）に定める防火設備

(一) 隣接室（防火区画の加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）が面

する室をいう。)がⅢ-2(1)に適合する場合 準遮熱型特定防火設備  
(二) (一)以外の場合 遮熱型特定防火設備(Ⅲ-1(11))に規定する  
防火設備をいう。以下同じ。)

ホ 防火区画により区画された部分(以下「防火区画部分」という。)にあっては、  
令第126条の3第1項第1号から第6号まで及び第10号、第12号の規定に適合  
する排煙設備を設けなければならない。ただし、以下に掲げる基準のいずれかに  
適合する区画にあってはこの限りでない。

(i) 防火区画部分にスプリンクラー設備等及び機械排煙設備(同項第1号及  
び第2号、第3号(排煙口の壁における位置に係る部分を除く。)、第4号から  
第7号まで、第8号(排煙口の開口面積に係る部分を除く。)、第9号から第12  
号までの規定に適合する排煙設備をいう。)に適合する排煙設備を設けること。

(ii) 床面積を100㎡以内とし、以下に掲げる基準に適合すること。

(一) 火災の発生のおそれの少ない室(直通階段(避難階又は地上に通ずる  
ものに限る。以下同じ。))に通ずる廊下その他の通路に限る。)に隣接するこ  
と。

(二) (一)に定める室に、平成28年国土交通省告示第696号第1号から  
第5号(この場合において、各号中「付室」とあるのは「付室又は廊下」と、  
第1号ハ中「乗降ロビーの用に供する場合(以下「兼用する場合」という。))  
とあるのは「乗降ロビーの用に供する場合又は廊下とする場合(以下「兼用  
又は廊下とする場合」という。))と、第2号及び第3号中「兼用する場合」  
とあるのは「兼用又は廊下とする場合」と読み替えるものとする。)に適合す  
る排煙設備(給気口及び排煙口が延焼のおそれのある部分以外の部分に設け  
られたものに限る。)を設けること。

ヘ 令第112条第20項の規定は、給水管等が防火区画を貫通する場合に、同条第  
21項の規定は、換気等設備の風道が防火区画を貫通する場合に準用する。

ト 堅穴部分(令第112条第11項に定める部分をいう。以下このトにおいて同じ。)  
については、当該堅穴部分以外の部分(直接外気に開放されている廊下、バルコ  
ニーその他これらに類する部分を除く。)と1時間準耐火基準に適合する準耐火構  
造の床若しくは壁又は準遮熱型特定防火設備(ニ(i)及び(ii)に掲げる基準  
に適合するものに限る。)で区画しなければならない。ただし、次に掲げる基準に  
適合する堅穴部分にあっては、この限りではない。

(i) 居室(玄関ホール、ロビーその他これらに類するものを除く。)を有しな  
いこと。

(ii) 外壁の開口部に特定防火設備を設けること。

(iii) 堅穴部分に通ずる居室にあっては、当該堅穴部分とは別に、直通階段に  
通ずる廊下、バルコニーその他これに類するものに通ずること。

チ 外壁及び外壁の開口部について以下の基準を満たすものであること。

(i) 外壁の仕上げを不燃材料としたものであること。

- (ii) 地階を除く階数が2以上の建築物にあっては、外壁の開口部には45分間防火設備(IV-5に規定する防火設備をいう。)(当該開口部の上部に防火上有効なひさしその他これに類するもの(令和元年国土交通省告示第193号第1項第3号ロ(二)に規定するものをいう。))を設けたもの(以下「防火設備」という。)(シャッターその他これに類するものは除く。))が設けられていること。
- (iii) 外壁の開口部の面積と外壁面の見付面積の比率が0.45以下とすること。

② 建築物の延べ面積が4500㎡(建築物の全ての室にスプリンクラー設備等が設けられたもの(以下「スプリンクラー設備等が設けられたもの」という。))にあっては6000㎡を超え、13500㎡以下である場合 次のイからリまでに掲げる基準に適合すること。

イ ①イ及びニからチまでに該当すること。

ロ 主要構造部である壁(外壁を除く。)、柱、床、はり及び屋根の軒裏にあっては、準耐火構造とし、屋根にあっては①ハに定める構造とすること。

ハ 外壁にあっては、耐火構造(令第107条第1号に掲げる技術的基準(通常火災による火熱が90分以上加えられた場合のものに限る。))に適合するものに限る。とすること。

ニ 当該建築物(階段室及び付室の部分を除く。))が、床面積の合計4500㎡以内(建築物の全ての室にスプリンクラー設備等が設けられたもの(以下「スプリンクラー設備等が設けられたもの」という。))にあっては6000㎡)ごとに次に掲げる区分に応じて、当該それぞれの基準に適合する壁等(以下、このニからトまでにおいて「大規模延焼抑止壁等」という。))で区画されていること。

(i) 耐力壁である間仕切壁及び防火設備又は間仕切壁、柱、はり及び防火設備により区画する場合 次の(一)から(三)までに適合すること。

(一) 間仕切壁、柱及びはりにあっては、耐火構造又は75分準耐火構造(大規模延焼抑止壁等を構成する間仕切壁、柱及びはりが不燃材料で造られ、かつ覆われた場合に限る。))とすること。

(二) 防火設備は、準遮熱型特定防火設備のうち、III-1(3)③リ(ii)から(vi)までに適合するものとすること。

(三) 地階を除く階数が1の建築物の大規模延焼抑止壁等を設けた部分の外壁について、区画を含み幅3mの範囲に設けられた開口部にあっては45分間防火設備が、区画を含み幅10mの範囲に設けられた開口部にあっては、防火設備(法第2条第9号の2ロに規定する防火設備をいう。))が設けられていること。

(ii) 火災の発生のおそれの少ない室(開口部(床の開口部を除く。))に防火設備を設けたもの(以下「防火設備」という。))に限る。))を構成する壁等により区画する場合 次の(一)から(三)までに適合すること。

(一) 間仕切壁、柱、床、はり及び屋根にあっては、耐火構造、75分準耐火構造(間仕切壁、柱、床、はり、屋根が、不燃材料で造られ、かつ覆われた場合

に限る。) とすること。

(二) 隣接室(大規模延焼抑止壁等の加熱面以外の面(屋内に面するものに限  
り、かつ、大規模延焼抑止壁等が火災の発生のおそれの少ない室を構成する場  
合にあっては、当該室の内部に面するものを除く。)が面する室をいう。以下こ  
の(二)において同じ。)に面する開口部に設ける防火設備は、次に定める防火  
設備とすること。

(a) 次の(い)又は(ろ)に定める防火設備を設けること。

(い) 隣接室及び大規模延焼抑止壁等がⅢ-2(1)に適合する場合 準  
遮熱型45分間防火設備(Ⅲ-1(14)に規定する防火設備をいう。以下  
同じ。)

(ろ) (い)以外の場合 遮熱型45分間防火設備(Ⅲ-1(13)に規定  
する防火設備をいう。以下同じ。)

(b) Ⅲ-1(3)①ロ(ii)から(vi)までに適合するもの とすること。

(三) 地階を除く階数が1の建築物の大規模延焼抑止壁等を構成する外壁の開  
口部にあっては、次の(a)及び(b)に該当すること。

(a) 該外壁の全てを含み幅3m以上の範囲に設けられた開口部にあっては、  
45分間防火設備を設けられていること。

(b) 当該外壁の全てを含みそれぞれ幅6.5m以上の範囲に設けられた開口部  
にあっては、防火設備(法第2条第9号の2ロに規定する防火設備をいう。  
が設けられていること。

ホ 大規模延焼抑止壁等が、大規模延焼抑止壁等以外の建築物の部分(二(ii)に  
掲げる場合には、当該壁等の室内の付け柱及び階段その他これに類するものを除  
く。)とエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法(延  
焼防止上支障がないものに限る。)のみで接するものであること。ただし、大規模  
延焼抑止壁等以外の建築物の部分の主要構造部(壁、柱、床、はり及び屋根の軒  
裏)が耐火構造である場合は、この限りでない。

へ 地階を除く階数が1の建築物にあっては、大規模延焼抑止壁等で区画された1  
の建築物の部分の外壁面と当該大規模延焼抑止壁等で区画された他の建築物の部  
分の外壁面のなす角度に応じて、外壁の開口部に設けられる防火設備はⅢ-1(7)  
に掲げる基準に準ずる防火上支障のない構造とすること。

ト 建築物(地階を除く階数が1の建築物に限る)に高さが異なる部分がある場合  
において、建築物の低い部分(以下「低い部分」という。)に大規模延焼抑止壁等  
を設ける場合にあっては、当該壁等からの水平距離が5m以内で、かつ、低い部  
分の屋根面からの垂直距離が7m以下である建築物の高い部分(以下「高い部分」  
という。)の外壁(低い部分に面する部分に限る。)の開口部に45分間防火設備が  
設けられていること。ただし、低い部分(当該壁等で区画された部分のうち高い  
部分を含まない部分に限る。)の屋根で、高い部分からの水平距離が5m以下で  
ある部分に開口部がない場合においては、この限りでない。

チ 給水管等が、大規模延焼抑止壁等を貫通する場合においては、令和元年国土交通省告示第 193 号第 1 第 1 号ロ（１）から（３）までに定める基準（（１）及び（２）にあつては、固有火災終了時間が 75 分以下である場合のもの、（３）にあつては、固有火災終了時間が 60 分を超え、120 分以下である場合のものに限る。）に適合すること。

リ 換気等設備の風道が大規模延焼抑止壁等を貫通する場合においては、令和元年国土交通省告示第 193 号第 1 第 1 号ハ（１）から（３）までに定める基準に適合すること。ただし、ハ（１）及び（２）の適用にあつては、固有通常火災終了時間が 60 分以下である場合のものに限る。

（２）令第 109 条の 7 第 1 項第 2 号に掲げる基準に適合する法第 21 条第 2 項に規定する建築物の部分又は防火設備の構造方法は、法第 21 条第 1 項に該当する構造とすることとする。

## **Ⅱ－２．避難上及び消火上必要な機能の確保に支障を及ぼさない周辺高火熱面積の規模を定める件の新設（令第 109 条の 7 第 1 項第 1 号関係）**

## **Ⅱ－３．火災による熱量の算出方法を定める件の新設（令第 109 条の 7 第 2 項関係）**

## **Ⅱ－４．人の生命又は身体に危険を及ぼす恐れがある熱量を定める件の新設（令第 109 条の 7 第 2 項関係）**

上記①に定める構造方法を用いた建築物及び法第 21 条第 2 項の規定による認定を受けた建築物については、周囲への放射熱量を制限するため、周辺高火熱面積の規模が国土交通大臣の定める規模以下とすることとされているところ、（１）当該周辺高火熱面積の算定基準となる熱量、（２）周辺高火熱面積の算出に用いる火災による熱量の算出方法及び（３）周辺高火熱面積の上限となる規模を、以下のとおり定める。

（１） 令第 109 条の 7 第 2 項に基づき、周辺高火熱面積の算定基準となる人の生命又は身体に危険を及ぼす恐れがある熱量（単位時間・単位面積当たりの受熱量）は、 $20\text{kw}/\text{m}^2$ とする。

（２） 令第 109 条の 7 第 2 項に基づき、周辺高火熱面積の算出に用いる熱量の算出方法は、以下の①から⑥までの基準に適合するものまたはこれと同等以上の方法とする。

① 当該建築物の各区画について、当該区画で通常の火災が発生した場合における、用途及び規模、可燃物量、建築設備等に応じた火災温度上昇係数（平成 12 年建設省告示第 1433 号第 3 第 1 号イ（２）に規定する火災温度上昇係数をいう。以下同じ。）、発熱速度及び火災の火災継続時間（令 108 条の 4 第 2 項第 1 号に規定する火災の継続時間をいう。以下同じ。）を算出する。

② ①の結果に基づき、当該建築物の各区画を構成する壁等（以下「延焼部材」という。）について、当該区画で通常の火災が発生した場合における屋内火災保有耐火時間（令 108 条の 4 第 2 項第 3 号に規定する屋内火災保有耐火時間をいう。以下同じ。）を算出する。

③ ②の結果に基づき、以下の計算を行うこと。



- イ 1の区画を出火区画に設定した場合に、延焼する区画（出火区画と面で接しない区画及び出火区画の下階を除く。以下「延焼区画」という。）及び区画延焼時間（延焼区画の延焼時間をいう。以下同じ。）を算出すること。
- ロ イの区画延焼時間は、次のいずれかに掲げるものとする。
- (i) 出火区画に隣接する延焼区画にあっては、出火区画の火災継続時間より当該出火区画の延焼部材の屋内火災保有耐火時間が小さい場合に、当該延焼部材の屋内火災保有耐火時間
- (ii) (i)以外の延焼区画にあっては、先行延焼区画（延焼区画に隣接する延焼区画より先に延焼している区画をいう。）の火災継続時間より当該先行延焼区画の延焼部材の屋内火災保有耐火時間が小さい場合に、先行区画延焼時間（当該先行延焼区画の区画延焼時間をいう。）に、当該先行延焼区画の延焼部材の屋内火災保有耐火時間を加算した時間のうち、最小のもの
- ④ ③の結果に基づき、1の区画を出火区画に設定した場合に、当該出火区画が存する階から上方に階数が2以上離れた階に存する区画及び同一階において当該出火区画から2以上離れた区画が同時に延焼しないことを確かめること。
- ⑤ ③の結果に基づき、1の区画を出火区画に設定した場合に、出火区画の焼失（出火又は延焼してから火災継続時間が経過した場合をいう。以下同じ。）直前において、出火区画及び延焼区画のうち焼失していない区画の外壁開口部及び屋内保有火災耐火時間を超えた外壁から放射する熱量を計算すること。
- ⑥ ⑤の結果に基づき、建築物の周囲における受熱量（出火区画の外壁開口部及び保有耐火時間を超えた当該区画の外壁（以下「放射面」という。）から放射する熱量が最大となる高さにおいて、正対する放射面から受ける熱量をいう。）の総和を計算すること。
- (3) 周辺高火熱面積の上限
- ① 周辺高火熱面積の上限となる規模は、以下のイ又はロに該当するものとする。ただし、本規定は平成12年建設省告示第1365号第1に規定する構造のいずれかに適合する屋根を有する建築物に適用するものとする。
- イ 次の(i)又は(ii)に定める規模であること。ただし、周辺高火熱面積の規模は②に定める方法により算出するものとする。
- (i) 1000㎡
- (ii) 当該建築物と同一の敷地内において、特定主要構造部が法第21条第1項、第27条、第36条（防火壁、防火床、防火区画に関する基準に限る。）、第61条の基準に適合するもので、かつ用途及び規模が法第3章の規定に適合する建築物のうち、次に掲げる基準に適合した建築物（以下「比較建築物」という。）を仮定した場合における周辺高火熱面積
- (一) 法別表第1(イ)欄(5)項又は(6)項に掲げる用途に供するものでないこと。
- (二) 外壁開口部の外壁に対する比率（以下「開口率」という。）は当該建築

物の開口率と同じであること。

(三) 建築物の高さは当該建築物の高さ以下であること。

(四) 階数は当該建築物の階数と同じであること。

(五) 吹抜きを設けないこと。

(六) 平成 12 年建設省告示第 1365 号第 1 に規定する構造のいずれかに適合する屋根を有すること。

ロ イと同等以上に避難上及び消火上必要な機能の確保に支障を及ぼさない面積  
② 周辺高火熱面積の規模は、次のイからハまでに定める方法により算出するものとする。

イ (2) ①及び②に基づき、建築物の各区画を構成する壁等の保有耐火時間を計算すること。

ロ 建築物の各区画を出火区画とした場合に格子計算法に基づき計算した周辺高火熱面積の最大値（比較建築物にあつては、任意の区画を出火区画とした場合の周辺高火熱面積）を当該建築物の周辺高火熱面積とすること。

ハ ロの「格子計算法」とは、建築物の周囲において、(2) ③から⑥までに定める方法によって、格子状に 5メートル間隔で受熱量を算出し、その熱量が人の生命又は身体に危険を及ぼす恐れがある熱量として(1)に定める熱量を超える点を直線で結んだ内側の面積（単位  $\text{m}^2$ ）（建築物の建築面積（バルコニー並びに屋外に設ける廊下及び階段その他これに類するものの床面積を除く。）及び建築物の周囲の水面、がけ地その他これらに類する部分を除く。）を計算する方法をいう。

## 防火規制における別棟みなし規定の創設関係

### Ⅲ－１．壁等の構造方法を定める件の新設（令第 109 条の 8 関係）

改正法による法第 21 条等の改正により、法第 21 条第 1 項及び第 2 項、第 27 条第 1 項から第 3 項まで並びに第 61 条第 1 項の防火規制の適用上別の建築物とみなすことができる部分を、建築物の部分が、火熱遮断壁等（壁、柱、床その他の建築物の部分又は第 109 条に規定する防火設備（以下このⅢ－１において「壁等」という。）のうち、として国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの）で区画されている場合における当該部分としたところである。

当該壁等の構造方法を以下のとおり定める。

(1) 本告示を適用する建築物

この告示は、次に掲げる基準に適合する建築物について適用する。

- ① 屋根（平成 12 年第 1443 号第 1 第 1 号口に掲げる材料で造られた屋根を除く。）の仕上げを不燃材料としたものであること。
- ② 法別表第 1 (イ) 欄 (5) 項及び (6) 項に掲げる用途に供しないこと。
- ③ 当該壁等の加熱面以外の面が面する室を倉庫その他の物品の保管の用に供する室及び車室その他これに類する部分に供しないこと。

- ④ 構造耐力上主要な部分を鉄骨造としないこと。
- ⑤ 令第 109 条の 3 第 2 号に適合する構造としないこと。
- ⑥ 壁等以外の建築物の部分と当該壁等以外の建築物の部分が接する部分（当該壁等を除く。）が床で区画されるものでないこと。
- ⑦ 壁等の加熱面以外の面が面する部分又は壁等の階数が 4 階以上である場合には、これらの部分に令第 112 条第 11 項に規定する堅穴部分を設けないこと。

(2) 火災継続予測時間の算出方法

令第 109 条の 8 第 1 号に規定する火災継続予測時間は、次のいずれかに定めるところによる。

- ① 次のイからニまでに掲げる火熱遮断壁等で区画された建築物の部分（当該火熱遮断壁等を除く。）の場合に応じ、次のイからニまでに定める時間とする。

イ 主要構造部が準耐火構造（特定主要構造部が耐火構造を含む。）であるか、又は 3 階以上の建築物の部分（令第 109 条の 5 第 1 号に掲げる基準に適合する構造又は令第 110 条第 1 号に掲げる基準に適合する構造であるものを除く。）を有する場合 90 分

ロ 令第 108 条の 4 第 1 項第 1 号若しくは第 2 号に該当する場合 次に掲げる式により算出した隣接室（壁等の加熱面以外の面（屋内に面するものに限り、かつ、壁等が火災の発生のおそれの少ない室を構成する場合にあっては、当該室の内部に面するものを除く。）が面する室をいう。以下同じ。）の通常火災継続時間のうち、最も長い時間

$$t = t_f \times \left( \frac{\alpha}{460} \right)^{3/2}$$

この式において、 $t$ 、 $t_f$  及び  $\alpha$  は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$t$  通常火災継続時間（単位 分）

$t_f$  隣接室について、令第 108 条の 4 第 2 項に掲げる式に基づき計算した当該建築物の屋内において発生が予測される火災の継続時間（単位 分）

$\alpha$  火災温度上昇係数

ハ 令第 109 条の 5 第 1 号に掲げる基準に適合する構造である場合 通常火災終了時間

ニ イからハマまでに掲げる区分に該当するもの及び令第 110 条第 1 号に掲げる基準に適合する構造とするもの以外のものである場合 60 分

- ② 火熱遮断壁等で区画された建築物の部分のうち、隣接室のすべてが平成 12 年第 1433 号に掲げる火災継続予測時間が 90 分以下となる基準（今回改正。IV-6（1）

①イからチまでに）に適合するもの 90 分

- ③ 火熱遮断壁等で区画された建築物の部分のうち、隣接室のすべてが平成 12 年第 1433 号に掲げる火災継続予測時間が 60 分以下となる基準（今回改正。IV-6（1）

②イからニまでに）に適合するもの 60 分

(3) 壁等の主要構造部及び防火設備の具体的な仕様

壁等の構造方法は、次の①から③までに定めるものであること。

① 耐力壁である壁及び防火設備により区画する場合 次のイからホまでに適合するものとする。

イ 耐力壁である間仕切壁は、(i) から (iii) までに定める構造とすること。

(i) 火災継続予測時間が 90 分を超える場合 (一) 又は (二) に掲げる構造

(一) 特定区画通常火災継続時間 ((I - 1) (3) ① (iv) 参照。以下同じ。)

が火災継続予測時間以上である耐力壁である間仕切り壁 (令第 108 条の 3 第 1 号に規定する構造方法を用いるもの又は同項同号による認定を受けたものに限る。) の構造方法を用いる構造

(二) 鉄筋コンクリート造 (コンクリートの設計基準強度が  $1 \text{ m}^2$  につき 60N 以下のものに限る。) で、鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さが 3 cm 以上のものであって、隣接室のすべてにおいて、以下に掲げる式により算出した耐火時間が火災継続予測時間以上のもの

$$t_A = t_{fr1} \times \left( \frac{\alpha}{460} \right)^{3/2}$$

この式において、 $t_A$ 、 $t_{fr1}$  及び  $\alpha$  は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$t_A$	耐火時間
$t_{fr1}$	平成 12 年建設省告示第 1433 号第 3 第 1 号イ (1) に掲げる式により計算した屋内保有耐火時間
$\alpha$	火災温度上昇係数

(ii) 火災継続予測時間が 60 分を超え、90 分以下である場合 (一) 又は (二) に掲げる構造

(一) (i) に定める構造

(二) 次のいずれかに掲げる構造 (この場合において、かぶり厚さ又は厚さは、それぞれモルタル、プラスターその他これらに類する仕上げ材料の厚さを含むものとする。)

- ・ 鉄筋コンクリート造 (鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さが平成 13 年国土交通省告示第 1372 号第 2 項の基準によるものにあつては、防火上支障のないものに限る。)、鉄骨鉄筋コンクリート造 (鉄筋又は鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さが同項の基準によるものにあつては、防火上支障のないものに限る。) 又は鉄骨コンクリート造 (鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さが 30mm 未満のものを除く。) で厚さが 85mm 以上のもの
- ・ 間柱及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、その両面を、強化せっこうボード (ボード用原紙を除いた部分のせっこうの含有率を 95% 以上、ガラス繊維の含有率を 0.4% 以上とし、かつ、ひる石の含有率を 2.5% 以上としたものに限る。) を 3 枚以上張ったもので、その厚さの合計が 63mm 以上のもので覆ったもの

- (iii) 火災継続予測時間が 60 分以下である場合 (一) 又は (二) に掲げる構造
  - (一) (ii) に定める構造
  - (二) 耐火構造
- ロ 耐力壁である外壁は、(i) から (iii) までに定める構造とすること。
  - (i) 火災継続予測時間が 90 分を超える場合
    - (一) 特定区画通常火災継続時間が火災継続予測時間以上である耐力壁である耐力壁である外壁（令第 108 条の 3 第 1 号に規定する構造方法を用いるもの又は同号による認定を受けたものに限る。）の構造方法を用いる構造
    - (二) イ (i) (二) に定める構造
  - (ii) 火災継続予測時間が 60 分を超え、90 分以下である場合 (一) 又は (二) に掲げる構造
    - (一) (i) に定める構造
    - (二) イ (ii) (二) に定める構造
  - (iii) 火災継続予測時間が 60 分以下である場合 (一) 又は (二) に掲げる構造
    - (一) (ii) に定める構造
    - (二) 耐火構造
- ハ 防火設備は、2 以上設置することとし、延焼防止上支障がないことについて令第 109 条の 8 の規定による国土交通大臣の認定を受けたものとする。
- ニ 防火被覆を設けるものにあつては、防火被覆の取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分（以下「取合い等の部分」という。）を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とすること。
- ホ 壁等の接合部を防火上支障がない構造とすること。
- ② 壁、柱及びはり並びに防火設備により区画する場合 次のイからトまでに適合するものとする。
  - イ 間仕切壁は、(i) から (iii) までに定める構造とすること。
    - (i) 火災継続予測時間が 90 分を超える場合 (一) から (三) までに掲げる構造（耐力壁にあつては (一) 又は (二) に限る。）
      - (一) 特定区画通常火災継続予測時間が火災継続予測時間以上である耐力壁である間仕切壁（令第 108 条の 3 第 1 号に規定する構造方法を用いるもの又は同項同号による認定を受けたものに限る。）の構造方法を用いる構造
      - (二) ①イ (i) (二) に定める構造
      - (三) 鉄筋コンクリート造であつて、隣接室のすべてにおいて、以下に掲げる式により算出した耐火時間が火災継続予測時間以上のもの

$$t_A = t_{fr2} \times \left( \frac{\alpha}{460} \right)^{3/2}$$

この式において、 $t_A$ 、 $t_{fr2}$ 及び $\alpha$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$t_A$	耐火時間
$t_{fr2}$	耐火性能検証告示第3第2号イ(1)に掲げる式により計算した屋内保有耐火時間
$\alpha$	火災温度上昇係数

- (ii) 火災継続予測時間が60分を超え、90分以下である場合 (一) から(四)までに掲げる構造(耐力壁にあつては(一)又は(二)に限る。)
    - (一) (i)(一)から(三)までのいずれか(耐力壁にあつては(一)又は(二))に掲げる構造
    - (二) ①イ(ii)(二)に定める構造
    - (三) 間柱及び下地を鉄材で造り、かつ、その両面を、ケイ酸カルシウム板を2枚以上張ったもので、その厚さの合計が30mm以上のもので覆ったもの
    - (四) 軽量気泡コンクリートパネルで、厚さが75mm以上のもの
  - (iii) 火災継続予測時間が60分以下である場合 (一)又は(二)に掲げる構造
    - (一) (ii)(一)から(四)までのいずれか(耐力壁にあつては(一)又は(二))に掲げる構造
    - (二) 耐火構造
- ロ 外壁は、(i)から(iii)までに定める構造とすること。
- (i) 火災継続予測時間が90分を超える場合 (一)から(三)までに掲げる構造(耐力壁にあつては(一)又は(二)に限る。)
    - (一) 特定区画通常火災継続時間が火災継続予測時間以上である外壁(令第百八条の三第一号に規定する構造方法を用いるもの又は同項同号による認定を受けたものに限る。)の構造方法を用いる構造
    - (二) ①イ(i)(二)に定める構造
    - (三) イ(i)(三)に定める構造
  - (ii) 火災継続予測時間が60分を超え、90分以下である場合 (一)から(三)までに掲げる構造(耐力壁にあつては(一)又は(二)に限る。)
    - (一) (i)(一)から(三)までのいずれか(耐力壁にあつては(一)又は(二))に掲げる構造
    - (二) ①イ(ii)(二)に定める構造
    - (三) イ(ii)(三)又は(四)に掲げる構造
  - (iii) 火災継続予測時間が60分以下である場合 (一)又は(二)に掲げる構造
    - (一) (ii)に定める構造
    - (二) 耐火構造
- ハ 柱は、耐火構造(令第107条第1号に掲げる技術的基準(通常の火災による火熱が火災継続予測時間以上加えられた場合のものに限る。)に適合するものに限る。)

- る。)とすること。
- ニ はりは、耐火構造（令第107条第1号に掲げる技術的基準（通常の火災による火熱が火災継続予測時間以上加えられた場合のものに限る。）に適合するものに限る。）とすること。
- ホ 防火設備は、①ハに規定するものとすること。
- へ 防火被覆を設けるものにあつては、取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とすること。
- ト 壁等の接合部を防火上支障がない構造とすること。
- ③ 火災の発生のおそれの少ない室又は通行の用にのみ供する部分で、屋根若しくは外壁の全部若しくは一部が帆布その他これに類する材料で造られている建築物の部分（以下「区画室等」という。）を構成する壁等により区画する場合 次のイからヲまでに適合するものとすること。
- イ 耐力壁である間仕切壁は、次の（i）から（iii）までに定めるものとすること。
- （i） 火災継続予測時間が90分を超える場合 ①イ（i）に定める構造
  - （ii） 火災継続予測時間が60分を超え、90分以下である場合 （一）又は（二）に掲げる構造
    - （一） （i）に定める構造
    - （二） 耐火構造（令第107条第1号に掲げる技術的基準（通常の火災による火熱が90分間以上加えられた場合のものに限る。）に適合するものに限る。）
  - （iii） 火災継続予測時間が60分以下である場合 （一）又は（二）に掲げる構造
    - （一） （ii）（一）に定める構造
    - （二） 耐火構造
- ロ 非耐力壁である間仕切壁は、次の（i）又は（ii）に定めるものとすること。
- （i） 火災継続予測時間が90分を超える場合 ②イ（i）に定める構造
  - （ii） 火災継続予測時間が90分以下である場合 （一）から（三）までに掲げる構造
    - （一） （i）に定める構造
    - （二） ②イ（ii）（二）から（四）までに掲げる構造
    - （三） 耐火構造
- ハ 外壁は、次の（i）又は（ii）に定めるものであること。
- （i） 次の（一）及び（二）に掲げる基準に適合する場合 （ii）に定める構造又は不燃材料（平成12年第1400号に規定する材料に限る。へ及び（4）において同じ。）若しくは平成12年第1443号第1第1号ロに掲げる材料で造るもの
    - （一） 壁等である床、外壁及び屋根（平成12年第1443号第1第1号ロに掲げる材料で造られた部分を除く。）の屋外側の仕上げを不燃材料で仕上げる

こと。

(二) 隣接室と区画室等の接続部分から5mの範囲内に存する外壁(区画室等を構成する部分を除く。)を耐火構造とし、かつ、不燃材料で仕上げること。

(ii) (i)に掲げる場合以外の場合 次の(一)から(三)までに定めるものとする。

(一) 火災継続予測時間が90分を超える場合 ②ロ(i)(一)から(三)までのいずれか(耐力壁にあつては(一)又は(二))に掲げる構造

(二) 火災継続予測時間が60分を超え、90分以下である場合 次の(a)又は(b)のいずれかに掲げる構造

(a) ②ロ(ii)(一)から(三)までのいずれか(耐力壁にあつては、(一)又は(二))に掲げる構造

(b) 耐火構造(耐力壁にあつては、令第107条第1号に掲げる技術的基準(通常火災による火熱が90分以上加えられた場合のものに限る。)に適合するものに限る。)

(三) 火災継続予測時間が60分以下である場合 次の(a)又は(b)のいずれかに掲げる構造

(a) (二)に定める構造

(b) 耐火構造

ニ 柱は、耐火構造(令第107条第1号に掲げる技術的基準(通常火災による火熱が火災継続予測時間以上加えられた場合のものに限る。)に適合するものに限る。)であること。

ホ 床は、耐火構造(令第107条第1号に掲げる技術的基準(通常火災による火熱が火災継続予測時間以上加えられた場合のものに限る。)に適合するものに限る。)であること。

へ 最下階の床は、不燃材料で造られたもの又は耐火構造であること。

ト はりは、耐火構造(令第107条第1号に掲げる技術的基準(通常火災による火熱が火災継続予測時間以上加えられた場合のものに限る。)に適合するものに限る。)であること。

チ 屋根は、次の(i)又は(ii)に適合するものであること。

(i) ハ(i)に掲げる基準に適合する場合 耐火構造又は不燃材料若しくは平成12年第1443号第1第1号ロに掲げる材料で造るもの

(ii) (i)に掲げる場合以外の場合 耐火構造

リ 隣接室に面する開口部に設ける防火設備は、次の(i)から(v)までに掲げる基準に適合するものとする。

(i) 次の表7に定める構造方法のいずれかとする。ただし、階数が4以上の建築物にあつては(b)又は(c)に限る。

表7

火災継続予測時間		構造方法
----------	--	------



120分超の場合	(a) 隣接室及び区画室等がⅢ-2(2)②ロに該当する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令第108条の3第1号の規定による国土交通大臣の認定を受けたもの</li> <li>・令第109条の8の規定による国土交通大臣の認定を受けたもの</li> <li>・法第61条の規定による国土交通大臣の認定を受けたもの</li> </ul> ※遮熱性無し
	(b) 隣接室及び区画室等がⅢ-3(1)に該当する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令第108条の3第1号の規定による国土交通大臣の認定を受けたもの</li> <li>・令第109条の8の規定による国土交通大臣の認定を受けたもの</li> </ul> ・120分超(a)の場合に示す構造 ※遮熱性の緩和
	(c) (a)又は(b)に掲げる場合以外の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令第108条の3第1号の規定による国土交通大臣の認定を受けたもの</li> <li>・令第109条の8の規定による国土交通大臣の認定を受けたもの</li> </ul> ・120分超(b)の場合に示す構造 ※遮熱性有り
90分超120分以下の場合	(a) 隣接室及び区画室等がⅢ-2(2)②ロに該当する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・120分超(a)の場合に示す構造</li> <li>・90分間防火設備(Ⅳ-5に規定するもの)</li> </ul>
	(b) 隣接室及び区画室等がⅢ-3(1)に該当場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・120分超(b)の場合に示す構造</li> <li>・90分超120分以下(a)の場合に示す構造</li> <li>・準遮熱型90分間防火設備(Ⅰ-1(9)に規定するもの)</li> </ul>
	(c) (a)又は(b)に掲げる場合以外の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・120分超(c)の場合に示す構造</li> <li>・90分超120分以下(b)の場合に示す構造</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・遮熱型 90 分間防火設備（Ⅰ－1（8）に規定するもの）</li> </ul>
60 分超 90 分以下の 場合	(a) 隣接室及び 区画室等がⅢ－ 2（2）②口に該 当する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・90 分超 120 分以下 (a) の場合 に示す構造</li> <li>・特定防火設備</li> </ul>
	(b) 隣接室及び 区画室等がⅢ－ 3（1）に該場 合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・90 分超 120 分以下 (b) の場合 に示す構造</li> <li>・60 分超 90 分以下 (a) の場合に 示す構造</li> <li>・準遮熱型特定防火設備（Ⅲ－1 （12）に規定するもの）</li> </ul>
	(c) (a) 又は (b) に 掲げる場合 以外の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・90 分超 120 分以下 (c) の場合 に示す構造</li> <li>・60 分超 90 分以下 (b) の場合に 示す構造</li> <li>・遮熱型特定防火設備</li> </ul>
60 分以下の場合	(a) 隣接室及び 区画室等がⅢ－ 2（2）②口に該 当する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・60 分超 90 分以下 (a) の場合に 示す構造</li> <li>・45 分間防火設備（Ⅳ－5 に規定 するもの）</li> </ul>
	(b) 隣接室及び 区画室等がⅢ－ 3（1）に該場 合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・60 分超 90 分以下 (b) の場合に 示す構造</li> <li>・60 分以下 (a) の場合に示す構 造</li> <li>・準遮熱型 45 分間防火設備（Ⅲ －1（14）に規定するもの）</li> </ul>
	(c) (a) 又は (b) に 掲げる場合 以外の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・60 分超 90 分以下 (c) の場合に 示す構造</li> <li>・60 分以下 (b) の場合に示す構 造</li> <li>・遮熱型 45 分間防火設備（Ⅲ－ 1（13）に規定するもの）</li> </ul>

(ii) 周囲の部分（防火設備から内側に 15cm 以内の間に設けられた建具がある場合においては、その建具を含む。）が不燃材料で造られた開口部に取り付けられていること。

- (iii) 防火設備が枠と接する部分は、相じゃくりとし、又は定規縁若しくは戸当りを設ける等閉鎖した際に隙間が生じない構造とし、かつ、防火設備の取付金物は、取付部分が閉鎖した際に露出しないように取り付けられていること。
- (iv) 令第 112 条第 19 項第 1 号イからハまでに掲げる要件を満たし、かつ、防火上支障のない遮煙性能を有するとともに、常時閉鎖をした状態にあるもの以外のものにあつては、火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖をするものであること。
- (v) ラッチその他の開放防止機構を設けること。ただし、ドアクローザーの閉鎖力が、次の式によって計算した数値以上である場合には、この限りではない。

$$F = \Delta P H d B d / 2$$

この式において、F、 $\Delta P$ 、Hd 及び Bd は、それぞれ次の数値を表すものとする。

F ドアクローザーの閉鎖力 (単位 N)

$\Delta P$  通常の火災時において防火設備に加わる平均圧力として建築物の階に応じて次の表に定める数値 (単位  $1 \text{ m}^2$ につき N)

	1 階	2 階	3 階
地階を除く階数が 3 の建築物	30	25	50
地階を除く階数が 2 の建築物	20	25	—

Hd 床から防火設備の上端までの高さ (単位 m)

Bd 防火設備の幅 (単位 m)

- (vi) 各階における壁の開口部の面積の合計が延焼防止上支障のない範囲であること。

ヌ 外壁又は屋根の一部又は全部を有しない場合にあつては、ハ(i)(一)及び(二)に掲げる基準に適合すること。

ル 防火被覆を設けるものにあつては、取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とすること。

ヲ 壁等の接合部を防火上支障がない構造とすること。

(4) 壁等が火災の発生のおそれの少ない室を構成する場合は、当該壁等の室内の付け柱及び階段その他これに類するものが不燃材料で造られたもの又は耐火構造(被覆材に可燃性の材料を含まないものに限る。以下この(4)において同じ。)(構造耐力上主要な部分である壁、柱及びはりにあつては耐火構造)であること。

(5) 壁等が、当該壁等以外の建築物の部分(壁等が火災の発生のおそれの少ない室を構成する場合は当該壁等の室内の付け柱及び階段その他これに類するものを除く。)とエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法(延焼防止上支障がないものに限る。)のみで接するものであること。ただし、当該壁等以外の建築物の部分の特定主要構造部が耐火構造、令第 108 条の 4 第 1 項第 1 号若しくは第 2 号に該当する構造又は令第 109 条の 5 第 1 号に掲げる基準に適合する構造である場合にあつては、この

限りでない。

(6) 次の各号に掲げる壁等の構造の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合するものであること。

① (3) ①又は②に掲げる構造の場合

壁等の両端及び上端は、建築物の外壁面及び屋根面（壁等から5mの距離に存する部分に限る。）から2m以上突出させ、突出させた部分に開口部を設けないこと。ただし、壁等を設けた部分の外壁又は屋根が、壁等を含み、耐火構造（火災継続予測時間が90分以上であって、壁等の部分と接する外壁の一方のみを耐火構造とする場合その他延焼防止上支障がある場合には、(3) ①ロ(ii)に定める構造。以下「耐火構造等」という。）又は防火構造の別に応じて次の表8に掲げる式によって計算した幅にわたってこれらの構造（防火構造の場合最下階を除く。）である場合（次のイ及びロに該当する場合に限る。）においては、その部分については、この限りでない。

イ 外壁にあつては、屋外側の仕上げが不燃材料（防火構造の部分にあつては準不燃材料）でされ、開口部に特定防火設備（防火構造の部分にあつては法第2条第9号の2ロに規定する防火設備）が設けられていること。

ロ 耐火構造等の部分に接して軒裏、ひさしその他これらに類するものが設けられていないこと。

表8

耐火構造等又は防火構造の別	幅（単位 m）
耐火構造等	$4.6(1-L)$ (3を超える場合3)
防火構造	$10(1-0.5L)$ (6.5を超える場合6.5)
この表において、Lは壁等の両端又は上端を建築物の外壁面又は屋根面から突出させる幅（単位 m）を表すものとする。	

② (3) ③に掲げる構造の場合

イ 外壁が、壁等に該当する外壁の全てを含み幅3m以上にわたって耐火構造であること。ただし、壁等に該当する外壁が不燃材料又は平成12年第1443号第1第1号ロに掲げる材料で造るものである場合においては、その外壁については、この限りでない。

ロ 外壁（最下階を除く。）及び軒裏が、壁等を構成する外壁及び軒裏の全てを含みそれぞれ幅6.5m以上にわたって防火構造であること。ただし、壁等に該当する外壁が不燃材料又は平成12年第1443号第1第1号ロに掲げる材料で造るものである場合においては、その外壁については、この限りでない。

ハ 外壁（イ及びロに適合する耐火構造又は防火構造の部分に限る。）の屋外側の仕上げが不燃材料（防火構造の部分にあつては準不燃材料）でされ、開口部に特定防火設備（防火構造の部分にあつては法第2条第9号の2ロに規定する防火設備）

が設けられていること。

ニ ロに適合する耐火構造の部分に接して軒裏、ひさしその他これらに類するものが設けられていないこと。

(7) 火熱遮断壁等で区画された一の建築物の部分の外壁面と当該火熱遮断壁等で区画された他の建築物の部分の外壁面のなす角度の区分に応じて、それぞれ以下に掲げる基準に適合すること。

① 火熱遮断壁等で区画された一の建築物の部分の外壁面と当該火熱遮断壁等で区画された他の建築物の部分の外壁面のなす角が 90 度を超えない場合 火熱遮断壁等で区画された一の建築物の部分の外壁面と当該火熱遮断壁等で区画された他の建築物の部分の外壁面の相互の外壁間の中心線から、5 m 以下の距離にある外壁を次の表 9 に掲げる構造とし、かつ、同表に掲げる防火設備のいずれかとすること。

表 9

火災継続予測時間	構造	防火設備
火災継続予測時間が 90 分を超える場合	(3) ①ロ(i) に定める構造 (屋外側の仕上げを不燃材料でしたものに限る)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令第 108 条の 3 第 1 号の規定による国土交通大臣の認定を受けたもの</li> <li>・令第 109 条の 8 の規定による国土交通大臣の認定を受けたもの</li> <li>・法第 61 条の規定による国土交通大臣の認定を受けたもの</li> </ul> ※遮熱性無し
火災継続予測時間が 60 分を超え、90 分以下である場合	耐火構造 (屋外側の仕上げを不燃材料でしたものに限る)	特定防火設備
火災継続予測時間が 60 分以下である場合	耐火構造 (屋外側の仕上げを不燃材料でしたものに限る)	45 分間防火設備 (IV-5 に規定するもの)

② 火熱遮断壁等で区画された一の建築物の部分の外壁面と当該火熱遮断壁等で区画された他の建築物の部分の外壁面のなす角が 90 度以上であり、135 度以下である場合 次のいずれかに掲げる基準に適合すること

イ その一方の外壁について、壁等を含み、幅 10m にわたって次の表 10 に掲げる構造とし、かつ、同表に掲げる防火設備のいずれかを設けること。

表 10

火災継続予測時間	構造	防火設備
火災継続予測時間が	(3) ①ロ(i) に定	・令第 108 条の 3 第 1 号の規

90 分を超える場合	める構造（屋外側の仕上げを不燃材料でしたものに限る）	定による国土交通大臣の認定を受けたもの ・令第 109 条の 8 の規定による国土交通大臣の認定を受けたもの ・法第 61 条の規定による国土交通大臣の認定を受けたもの ※遮熱性無し
火災継続予測時間が 60 分を超え、90 分以下である場合	(3) ①ロ(ii) に定める構造（屋外側の仕上げを不燃材料でしたものに限る）	90 分間防火設備（IV-5 に規定するもの）
火災継続予測時間が 60 分以下である場合	耐火構造（屋外側の仕上げを不燃材料でしたものに限る）	特定防火設備

- ロ ①に掲げる基準に適合すること。
- (8) 建築物に高さが異なる部分がある場合において、壁等を建築物の低い部分（以下「低い部分」という。）に設ける場合においては、壁等からの水平距離が 5 m 以内で、かつ、低い部分の屋根面からの垂直距離が 7 m 以下である建築物の高い部分（以下「高い部分」という。）の外壁（低い部分に面する部分に限る。）が耐火構造であり、かつ、屋外側の仕上げが不燃材料でされ、当該部分の外壁の開口部に特定防火設備が設けられていること。ただし、低い部分（当該火熱遮断壁等で区画された部分のうち高い部分を含まない部分に限る。）の屋根で、高い部分からの水平距離が 5 m 以下である部分が耐火構造であり、かつ、この部分に開口部がない場合においては、この限りでない。
- (9) 給水管等が当該壁等（屋外に面するものを除く。）を貫通する場合においては、当該管と当該壁との隙間をモルタルその他の不燃材料で埋めるとともに、当該管の構造を令第 129 条の 2 の 4 第 1 項第 7 号イからハまでのいずれかに適合するものとする。ただし、同号ハを適用させる場合においては、給水管等が貫通する当該壁等に要求される時間、当該壁等の加熱側の反対側に火炎を出す原因となる損傷を生じないものとして認定を受けたものとする。
- (10) 換気等設備の風道が壁等を貫通する場合においては、令第 112 条第 21 項の規定に適合するものとする。ただし、同項の適用においては、換気等設備の風道が貫通する当該壁等に要求される時間、遮熱性等を有するものとして、国土交通大臣が定める構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとする。
- (11) (3) の遮熱型特定防火設備は、次の①又は②に掲げる防火設備をいう。
- ① I-1 (8) に規定する遮熱型 90 分防火設備

- ② 防火設備に通常の火災による火熱が 60 分間加えられた場合に、当該加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものとして、令第 108 条の 3 第 1 号又は令第 109 条の 8 の規定による国土交通大臣の認定を受けた防火設備
- (1 2) (3) の準遮熱型特定防火設備は、次の①から③までのいずれかに掲げる防火設備をいう。
- ① 遮熱型特定防火設備
- ② I-1 (9) に規定する準遮熱型 90 分間防火設備
- ③ 防火設備に通常の火災による火熱が 60 分間加えられた場合に、当該加熱面以外の面の温度がⅢ-3 (2) に定める温度以上に上昇しないものとして、令第 108 条の 3 第 1 号又は令第 109 条の 8 の規定による国土交通大臣の認定を受けた防火設備
- (1 3) (3) の遮熱型 45 分間防火設備は、次の①又は②に掲げる防火設備をいう。
- ① 遮熱型特定防火設備
- ② 防火設備に通常の火災による火熱が 45 分間加えられた場合に、当該加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものとして、令第 108 条の 3 第 1 号又は令第 109 条の 8 の規定による国土交通大臣の認定を受けた防火設備
- (1 4) (3) の準遮熱型 45 分間防火設備は、次の①から③までのいずれかに掲げる防火設備をいう。
- ① 遮熱型 45 分間防火設備
- ② (1 2) に規定する準遮熱型特定防火設備
- ③ 防火設備に通常の火災による火熱が 45 分間加えられた場合に、当該加熱面以外の面の温度がⅢ-3 (2) に定める温度以上に上昇しないものとして、令第 108 条の 3 第 1 号又は令第 109 条の 8 の規定による国土交通大臣の認定を受けた防火設備

### Ⅲ-2. 壁等の加熱面以外の面について防火上支障がないものを定める件の新設(令第 109 条の 8 第 2 号関係)

壁等に通常の火災による火熱が火災継続予測時間加えられた場合に、当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）のうち、防火上支障がないものとして遮熱性を求めない面を、以下のとおり定める。

- (1) 耐力壁である間仕切壁及び防火設備により区画する場合又は壁、柱及びはり並びに防火設備により区画する場合であって、次の①及び②に該当するものにより区画する場合 壁等に該当する防火設備の面
- ① 防火設備が次のイ又はロに該当するものであること。
- イ 通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後火災継続予測時間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものであること。
- ロ 次に定める防火設備であること。
- (i) 火災継続予測時間が 60 分を超え、90 分以下である場合 90 分間防火設備 (IV-5 に規定するもの)
- (ii) 火災継続予測時間が 60 分以下である場合 特定防火設備

② 壁等が次のイ又はロに該当する隣接室に面すること。

イ 壁等に通常の火災による火熱が火災継続予測時間加えられた場合に、隣接室を構成する建築物の部分（壁等に該当する防火設備を除く。）及び収納可燃物の温度が、それぞれ、これらが燃焼する温度以上に上昇しないものであること。

ロ 平成12年建設省告示第1440号各号に掲げる室のいずれかに該当し、かつ、隣接室を構成する建築物の部分の室内に面する部分の下地及び仕上げが次に掲げる基準に適合するものであること。

(i) 隣接室を構成する建築物の部分の室内に面する部分（壁等に該当する防火設備の加熱面以外の面の表面の各点から下地燃焼距離<sup>※10</sup>以下の距離にある部分に限る。）の壁、天井（天井のない場合においては、屋根。以下同じ。）及び床の下地が次のいずれかに適合するものであること。

(一) 準不燃材料で造られたものであること。

(二) 次のいずれかに該当する防火被覆が設けられたもの（防火被覆の取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分を、当該部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の進入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）であること。

・塗厚さが25mm以上のせっこう

・塗厚さが45mm以上のモルタル

・強化せっこうボードを2枚以上張ったもので、その厚さの合計が27.5mm以上のもの

・せっこうボードを2枚以上張ったもので、その厚さの合計が30mm以上のもの

・塗厚さが30mm以上のセメント混入せっこう（比重を1.5以上、せっこうの重量割合を59%以上とし、かつ、無機質混和材の含有率を40%以下としたものに限る。）

※10 下地燃焼距離は、次の表11に定めるとおりとする。

表11

火災継続予測時間	下地燃焼距離
1時間を超え、90分間以下である場合	$1.2\sqrt{A}$
1時間以下である場合	$\sqrt{A}$
この表において、Aは次の数値を表すものとする。 A 防火設備の面積（単位 m <sup>2</sup> ）	

(ii) 隣接室を構成する建築物の部分の室内に面する部分（壁等に該当する防火設備の加熱面以外の面の表面の各点から次の表に掲げる式によって計算した仕上げ燃焼距離<sup>※11</sup>以下の距離にある部分に限る。）の壁、天井及び床の仕上げが、準不燃材料でされたものであること。

※11 仕上げ燃焼距離は、次の表12に定めるとおりとする。



表 12

火災継続予測時間	仕上げ燃焼距離
1 時間を超え、90 分間以下である場合	$1.6\sqrt{A}$
1 時間以下である場合	$1.3\sqrt{A}$
この表において、A は次の数値を表すものとする。 A 防火設備の面積 (単位 $m^2$ )	

(2) 火災の発生のおそれの少ない室又は通行の用にのみ供する部分で、屋根若しくは外壁の全部若しくは一部が帆布その他これに類する材料で造られている建築物の部分（以下「区画室等」という。）を構成する壁等であって、次の①及び②に該当するものにより区画する場合 壁等に該当する防火設備の面

- ① 隣接室に面する防火設備が次のイ又はロに該当するものであること。
- イ 壁等に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後火災継続予測時間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものであること。
  - ロ 次に掲げる火災継続予測時間の区分に応じ、それぞれ (i) 又は (ii) に定める防火設備であること。
    - (i) 60 分を超え、90 分以下である場合 特定防火設備
    - (ii) 60 分以下である場合 45 分間防火設備 (IV-5 に規定するもの)
- ② 壁等が次のイ又はロに該当するとともに、次のイ又はロに該当する隣接室に面するものであること。
- イ 壁等に通常の火災による火熱が火災継続予測時間加えられた場合に、当該壁等の加熱面以外の面（区画室等の室内に面する部分に限り、壁等に該当する防火設備を除く。）、隣接室を構成する建築物の部分（壁等に該当する防火設備を除く。）、及び収納可燃物の温度が、それぞれ、これらが燃焼する温度以上に上昇しないこと。
  - ロ (1) ②ロに該当すること（火災継続予測時間が九十分間以下である場合に限る。）。この場合において、(1) ②ロ (i) 中「隣接室」とあるのは「区画室等及び隣接室」と、「下地燃焼距離」とあるのは「下表 (い) 欄に掲げる数値」と、「仕上げ燃焼距離」とあるのは「下表 (ろ) 欄に掲げる数値」と読み替えるものとする。

(い)		(ろ)	
火災継続予測時間が 60 分を超え、90 分間以下である場合	火災継続予測時間が 60 分以下である場合	火災継続予測時間が 60 分を超え、90 分間以下である場合	火災継続予測時間が 60 分以下である場合
$\sqrt{A}$	$0.9\sqrt{A}$	$1.3\sqrt{A}$	$1.2\sqrt{A}$
この表において、A は次の数値を表すものとする。 A 防火設備の面積 (単位 $m^2$ )			

### Ⅲ－３． 壁等が防火設備である場合の内装の仕上げを不燃材料ですることその他これに準ずる措置等を定める件の新設（令第 109 条の 8 第 2 号口関係）

令第 109 条の 8 第 2 号口においては、当該壁等が令第 109 条に規定する防火設備である場合において、特定非加熱面（壁等に通常の火災による火熱が火災継続予測時間加えられた場合に、当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）のうち防火上支障がないものとして、Ⅲ－２（１）又は（２）に定めるもの以外のものをいう。以下同じ。）が面する室に内装等の措置が講じられている場合において、当該防火設備に求められる遮熱性を緩和し、可燃物燃焼温度を超える温度であって当該措置によって当該室における延焼を防止することができる温度以上に上昇しないものであることを要求している。当該措置の基準及び温度を次のように定める。

（１）内装の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ることその他これに準ずる措置の基準は、特定非加熱面が面する建築物の部分の室内に面する部分（壁等に該当する防火設備の周囲 15cm 以内の部分に限る。）が以下の①及び②に掲げる基準に適合することとする。

① 壁、天井及び床の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ること。

② 回り縁、窓台その他これらに類する部分を含む場合にあっては、当該部分を不燃材料で造ること。

（２）当該措置によって当該室における延焼を防止することができる温度は、加熱面以外の面の全体について平均した場合の温度が摂氏 380 度とする。

### Ⅲ－４． 火熱遮断壁等の一部が損傷してもなお確保される機能を定める件の新設（令第 109 条の 8 第 4 号関係）

壁等に通常の火災による当該壁等以外の建築物の部分の倒壊による生ずる応力が伝えられた場合に、当該建築物の他の部分に防火上有害な変形、亀裂その他の損傷を生じさせないために、当該壁等の一部が損傷してもなお確保される機能は、以下に掲げる機能その他防火上支障がないようにするための機能とする。

・当該壁等の一部が損傷してもなおその自立する構造が保持されること。

・当該壁等の主要構造部に防火被覆が設けられている場合にあっては、当該防火被覆の劣化及び損傷が生じないこと。

### Ⅲ－５． 通常の火災時において相互に火熱又は煙若しくはガスによる防火上有害な影響を及ぼさない構造方法を定める件（平成 28 年国土交通省告示第 695 号）の一部改正

避難施設等に関する規定上別の建築物とみなす部分として、以下の要件を満たす部分を追加することとする。

（１）建築物の 2 以上の部分が令第 109 条の 8 に規定する火熱遮断壁等で区画されている場合における当該火熱遮断壁等により分離された部分であること。

（２）一の建築物の部分から他の建築物の部分への避難の用に供しないこと。

(3) 壁等に該当する防火設備（間仕切壁に設置されるものに限る。）が、次に掲げる基準に適合すること。

- ① 令第 112 条第 19 項第 2 号イ及びロに掲げる構造とすること。ただし、当該火熱遮断壁等に令第 126 条の 3 第 1 項に適合する排煙設備を設けた場合にあっては、令第 112 条第 19 項第 2 号ロの規定については、この限りでない。
- ② 直接手で開くことができるものとする。

#### IV. その他

その他、改正法の一部施行に伴い以下のとおり所要の改正を行うこととする。

##### IV-1. 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成 20 年国土交通省告示第 282 号）等の一部改正

改正法等による防火関係規定の改正に伴い、各規定の改正事項を反映させるため、建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法等を追加・改正することとする。

##### IV-2. 建築基準法第 21 条第 1 項に規定する建築物の主要構造部の構造方法を定める件（令和元年国交告第 193 号）等の一部改正

今般の技術的検証により確認された 90 分間準耐火構造等の長時間の準耐火性能を有する建築物等の仕様を、以下のとおり告示に位置付けることとする。

- (1) 通常火災終了時間が 180 分以下の場合の区画貫通部の仕様を追加する。
- (2) 階段室等の区画について、次の表 14 のとおり、「120 分間準耐火構造」「90 分間準耐火構造」を新たな構造方法として定める。

表 14

部 位	防火被覆 <sup>※12</sup>	
	90 分準耐火構造	120 分準耐火構造
耐 力 壁 <sup>※13</sup>	両側：強化せっこうボード×2 以上（総厚 50 mm 以上）	両側：強化せっこうボード×2 以上（総厚 42 mm 以上）+けい酸カルシウム板（厚さ 15 mm 以上）
柱	強化せっこうボード×2 以上（総厚 55 mm 以上）	強化せっこうボード×2 以上（総厚 42 mm 以上）+けい酸カルシウム板（厚さ 15 mm 以上）

床	表側：強化せっこうボード×2以上（総厚 55 mm以上） 裏側又は直下天井：強化せっこうボード×2以上（総厚 55 mm以上）	表側：強化せっこうボード×2以上（総厚 42 mm以上）+けい酸カルシウム板（厚さ 15 mm以上） 裏側又は直下天井：強化せっこうボード×2以上（総厚 42 mm以上）+けい酸カルシウム板（厚さ 15 mm以上）
はり	※14	※14
軒裏 ※15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・強化せっこうボード×2以上（総厚 50 mm以上）</li> <li>・面戸板※16（厚さ 90 mm以上）+屋内側に強化せっこうボード（厚さ 15 mm以上）</li> <li>・面戸板※16（厚さ 120 mm以上）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・強化せっこうボード×2以上（総厚 42 mm以上）+けい酸カルシウム板（厚さ 15 mm以上）</li> <li>・面戸板※16（厚さ 90 mm以上）+屋内側に強化せっこうボード×2以上（総厚 30 mm以上）</li> <li>・面戸板※16（厚さ 150 mm以上）</li> </ul>

※12 取合い等の部分（取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分）は、炎侵入防止構造（当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造）を要求。

※13 外壁となる場合、屋外側の防火被覆の上に金属板、軽量気泡コンクリートパネル若しくは窯業系サイディングを貼る又はモルタル若しくはしっくいを塗ることを要求。

※14 はりについては、芯材となり得る集成材のフィンガージョイント部分に係る JAS 規定の調整が済むまで見送り。

※15 軒裏については、令和元年6月告示制定時より燃えしろ設計を導入しているが、今般の改正に伴い面戸板タイプの場合についても同様の考え方で設計可能な旨を明確化する。

※16 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板を使用するものに限る。

#### IV-3. 排煙設備の設置を要しない火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分を定める件（平成12年建設省告示第1436号）等の一部改正

(1) 令第126条の2第1項第5号に規定する火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分は、排煙設備の設置を要しない火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分を定める件（平成12年建設省告示第1436号）に定められ、当該部分については排煙設備の設置を要しないこととしているところ、当該排煙設備の設置を要しない部分として、新たに次の表15中①から③までに該当する部分を同告示に位置付けることとする。

表 15

	対象建築物	対象建築物のうち排煙設備の設置を要さない部分
①	次のイからハまでに該当するもの	各居室に屋外への出口等※18 その他当該各

	<p>イ 階数が2以下</p> <p>ロ 延べ面積が500㎡以下</p> <p>ハ 警報設備の設置（令110条の5に規定する技術的基準に従って設ける場合に限る。以下同じ。）</p> <p>ニ 病院等の用途<sup>※17</sup>以外の用途</p>	<p>居室に存する者が容易に道に避難することができる出口等が設けられている部分</p>
②	①イからニまでに該当するもの	<p>次の（i）から（iii）までに掲げる基準に適合する部分</p> <p>（i）当該部分が間仕切壁又は令第112条第12項に規定する10分間防火設備<sup>※19</sup>（同条第19項第2号に定める構造であるもの）で区画されていること。</p> <p>（ii）区画内の床面積が50㎡（天井の高さが3メートル以上である場合にあつては、100㎡）以内であること。</p> <p>（iii）各居室の各部分から避難階における屋外への出口又は令第123条第2項に規定する屋外に設ける避難階段に通ずる出入口に至る歩行距離が25m以下であること。</p>
③	<p>次のイ及びロに該当するもの</p> <p>イ 高さ31m以下</p> <p>ロ ①ニの用途</p>	<p>次の（i）から（iii）までに掲げる基準に適合する部分</p> <p>（i）当該部分が準耐火構造の間仕切壁又は令第112条第12項に規定する10分間防火設備<sup>※20</sup>（同条第19項第2号に定める構造であるもの）で区画されていること。</p> <p>（ii）②の（ii）に適合していること。</p> <p>（iii）法別表第1（い）欄に掲げる用途に供する地階部分でないこと。</p>

※17 法別表第1（い）欄（1）項に掲げる用途、病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）若しくは児童福祉施設等（令第115条の3第1号に規定する児童福祉施設等をいい、通所のみにより利用されるものを除く。）の用途又は令第128条の4第1項第2号又は第3号に掲げる用途とする。

※18 屋外への出口、バルコニー又は屋外への出口に近接した出口（各居室の各部分から当該屋外等まで当該屋外への出口等から道までの避難上支障がないものに限る。）とする。

※19 当該部分にスプリンクラー設備その他これに類するものを設けた場合又は当該部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした場合にあつては、戸（ふすま、障子その他それらに類するものを除く。）を含む。

※20 当該部分にスプリンクラー設備その他これに類するものを設けた場合又は当該部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でした場合にあっては、戸（ふすま、障子その他それらに類するものを除く。）を含む。

(2) 令第128条の5第7項に規定する火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分は、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを防火上支障がないようにすることを要しない火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分を定める件（令和2年国土交通省告示第251号）に定められているところ、当該部分については令第128条の5第1項から第6項までに規定する内装制限を適用しないこととされている。今般、当該内装制限を適用しない部分として、以下の建築物の部分を同告示に位置付けることとする。

令第128条の3の2に規定する窓その他の開口部を有しない居室のうち、次のイからニまでに掲げる基準に適合するもの

イ 次の（一）から（四）までの基準に適合する建築物に存するものであること。

（一） 階数が2以下で、延べ面積が500㎡以内であること。

（二） 令第110条の5に規定する基準に従って警報設備（自動火災報知設備に限る。）を設けているものであること。

（三） 法別表第1（イ）欄（1）項に掲げる用途及び病院、診療所若しくは児童福祉施設等の用途に供するものでないこと

（四） 令第128条の4第1項第2号又は第3号に掲げる特殊建築物でないこと。

ロ 令第128条の4第4項に規定する内装の制限を受ける調理室等でないこと。

ハ スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のもの（以下「スプリンクラー設備等」という。）を設けていること。

ニ 避難階又は避難階の直上階にある部分又は居室であって、かつ、屋外への出口等（屋外への出口、バルコニー又は屋外への出口に近接した出口をいい、当該部分の各部分から当該屋外への出口等まで及び当該屋外への出口等から道までの避難上支障がないものに限る。）その他当該部分に存する者が容易に道に避難することができる出口が設けられていること。

#### IV-4. 建築基準法第27条第1項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法等を定める件（平成27年国土交通省告示第255号）等の一部改正

スプリンクラー設備等の設置を求める規定について、消火上支障のない場合には当該設置制限を緩和することとする。自動火災報知設備を設ける規定について、避難上支障のない部分においては感知器の設置を要しないこととする。

#### IV-5. 建築基準法第21条第1項に規定する建築物の主要構造部の構造方法を定める件（令和元年国土交通省告示第193号）等の一部改正

改正法による法第 21 条等の改正により、長時間の遮炎性を有する防火設備が要求されることとなったことから 3 間防火設備、45 分間防火設備、75 分間防火設備、90 分間防火設備について仕様を追加することとする（別紙 1「防火設備追加仕様（案）」参照。）。

#### IV-6. 耐火性能検証法に関する算出方法等を定める件（平成 12 年国土交通省告示第 1433 号）の一部改正

令第 108 条の 4 第 2 項に基づき耐火性能検証法に関する算出方法等を定める件（平成 12 年国土交通省告示第 1433 号）に定める耐火性能検証法において、内装用建築材料等の発熱量等の場合に応じた耐火性能要求時間の算出方法を以下のとおり定める。

(1) 同告示第 1 及び第 2 の規定によらず、当該室内の可燃物の発熱量を当該室内の可燃物の一秒間当たりの発熱量で除した値は次の①又は②に掲げるものとする。

① 次のイからチまでに該当する場合  $Q_r/q_b=5400 \left(\frac{460}{\alpha}\right)^{3/2}$

この式において、 $Q_r$ 、 $q_b$  及び  $\alpha$  は以下の数値をいう。

$Q_r$  令第 108 条の 4 第 2 項第 1 号に規定する当該室内の可燃物の発熱量（単位 MJ）

$q_b$  令第 108 条の 4 第 2 項第 1 号に規定する当該室内の可燃物の一秒間当たりの発熱量（単位 MW）

$\alpha$  火災温度上昇係数

イ 当該室の内装用建築材料等の発熱量が次の式によって算出した値を超えないこと。

$$Q \leq aA_r + b$$

この式において、 $Q$ 、 $A_r$ 、 $a$  及び  $b$  はそれぞれ次の数値を表すものとする。

$Q$  次の式によって算出する発熱量（単位 MJ）

$$Q = \sum (q_{fc} \times A_{fc} \times d_{fc}) + Q_w$$

この式において、 $q_{fc}$ 、 $A_{fc}$ 、 $d_{fc}$  及び  $Q_w$  はそれぞれ次の数値を表すものとする。

$q_{fc}$  当該室の壁、柱、床、はり及び天井の仕上げに用いる建築材料（以下「内装用建築材料等」という。）の種類に応じて次の表に掲げる表面積 1 m<sup>2</sup> 厚さ 1 mm 当たりの発熱量（単位 1 m<sup>2</sup>・mm につき MJ）

内装用建築材料等	
材料の種類	発熱量（単位 1 m <sup>2</sup> ・mm につき MJ）
不燃材料	0.8
準不燃材料（不燃材料を除く。）	1.6
難燃材料（準不燃材料を除く。）	3.2
木材その他これに類するもの（難	8.0

燃材料を除く。)

$A_{fc}$  当該室の内装用建築材料等の種類ごとの各部分の表面積 (単位  $m^2$ )

$d_{fc}$  当該室の内装用建築材料等の仕上げの厚さ (単位  $mm$ )

$Q_w$  次の式によって計算した木造 (防火被覆したものを除く。) の壁、柱、床及びはりにおける発熱量 (単位  $MJ$ )

$$Q_w = 18.7 \times W_w$$

(この式において、 $W_w$  は次の数値を表すものとする。

$W_w$  木造の壁、柱、床及びはりの重量 (防火上有効に被覆された特定主要構造部を除く。) (単位  $kg$ )

$A_r$  当該室の床面積 (単位  $m^2$ )

a、b 次の (i) から (iii) までに掲げる当該室の区分に応じて、それぞれ当該 (i) から (iii) までに定める数値

(i) 当該室の外壁の開口部に 45 分間防火設備 (IV-5 に規定するもの) が設置されている場合 別紙 2 表 1 の表に掲げる数値

(ii) 当該室の外壁の開口部に法第 2 条第 9 号の 2 口に規定する防火設備が設置されている場合 別紙 2 表 2 に掲げる数値

(iii) (i) 又は (ii) に掲げる場合以外の場合 別紙 2 表 3 に掲げる数値

ロ 壁 (特定主要構造部であるものに限る。) のうち、鉄骨造又は鉄筋コンクリート造のものは、I-1 (3) ① (iv) 表 2 に定める構造方法を用いるもの又は令第 108 条の 3 の規定による認定を受けたもの (特定区画通常火災継続時間が 90 分以上のものに限る。) とすること。

ハ 床 (特定主要構造部であるものに限る。) のうち、鉄骨造又は鉄筋コンクリート造のものは、I-1 (3) ① (iv) 表 2 に定める構造方法を用いるもの又は令第 108 条の 3 の規定による認定を受けたもの (特定区画通常火災継続時間が 90 分以上のものに限る。) とすること。

ニ 柱及びはり (特定主要構造部であるものに限る。) のうち、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は木造のものは、耐火構造 (令第 107 条第 1 号に掲げる技術的基準 (通常の火災による火熱が 90 分以上加えられた場合のものに限る。) に適合するものに限る。) とすること。

ホ 屋根及び階段 (特定主要構造部であるものに限る。) は、耐火構造とすること。

ヘ 当該室を倉庫その他の物品を保管する用途に供しないこと。

ト 当該室の床面から天井までの平均高さが 4 m 以上 (住宅の居室にあつては、2.8 m 以上) とすること。

チ 当該室の外壁の開口部 (50cm 以上突出したひさし等 (ひさし、袖壁その他これらに類するもので、次の (i) から (iv) までのいずれかに掲げる構造方法を用いるものをいう。で防火上有効に遮られているものを除く。) に法第 2 条第 9 号の



2 ロに規定する防火設備を設置すること。

- (i) 準耐火構造の床又は壁に用いる構造とすること。
- (ii) 防火構造に用いる構造とすること。
- (iii) 令第109条の3第2号ハに規定する3階以上の階における床に用いる構造又は令第115条の2第1項第4号に規定する1階の床（直下に地階がある場合に限る。）及び2階の床（通路等の床を除く。）に用いる構造とすること。
- (iv) 不燃材料で造ること。

② 次のイからホまでに該当する場合  $Q_r/q_b=3600 \left(\frac{460}{\alpha}\right)^{3/2}$

この式において、 $Q_r$ 、 $q_b$  及び  $\alpha$  は以下の数値をいう。

- $Q_r$  令第108条の4第2項第1号に規定する当該室内の可燃物の発熱量（単位 MJ）
- $q_b$  令第108条の4第2項第1号に規定する当該室内の可燃物の1秒間当たりの発熱量（単位 MW）
- $\alpha$  火災温度上昇係数

イ 当該室の内装用建築材料等の発熱量が次の式によって算出した値を超えないこと。

$$Q \leq aA_r + b$$

この式において、 $Q$ 、 $A_r$ 、 $a$  及び  $b$  はそれぞれ次の数値を表すものとする。

- $Q$  ①イに規定する発熱量（単位 MJ）
- $A_r$  当該室の床面積（単位  $m^2$ ）
- $a$ 、 $b$  次の（i）から（iii）までに掲げる当該室の区分に応じて、それぞれ当該（i）から（iii）までに定める数値
  - (i) 当該室の外壁の開口部に45分間防火設備（IV-5に規定するもの）が設置されている場合 別紙2表4に掲げる数値
  - (ii) 当該室の外壁の開口部に法第2条第9号の2ロに規定する防火設備が設置されている場合 別紙2表5に掲げる数値
  - (iii) (i) 又は (ii) に掲げる場合以外の場合 別紙2表6に掲げる数値

ロ 壁及び床（特定主要構造部であるものに限る。）のうち、構造方法が鉄骨造又は鉄筋コンクリート造のものは、耐火構造とすること。

ハ 柱及びはり（特定主要構造部であるものに限る。）のうち、構造方法が鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は木造のものは、耐火構造とすること。

ニ 屋根及び階段（特定主要構造部であるものに限る。）は、耐火構造とすること。

ホ ①へからチまでに掲げる基準に適合すること。

(2) 令第108条の4第2項第2号に規定する屋内火災保有耐火時間を求める方法は、(1)

①又は②を適用する場合においては、次の表 16 に掲げる建築物の部分に応じて、それぞれ屋内火災保有耐火時間を次の式によって計算する時間とみなして適用する。

表 16

建築物の部分	屋内火災保有耐火時間
①ロに適合する壁 ①ハに適合する床 ①ニに適合する柱及びはり ①ホに適合する屋根及び階段	$t_{fr}=90 \left(\frac{460}{\alpha}\right)^{3/2}$
②ロに適合する壁及び床 ②ハに適合する柱及びはり ②ニに適合する屋根及び階段	$t_{fr}=60 \left(\frac{460}{\alpha}\right)^{3/2}$
この表において、 $t_{fr}$ 及び $\alpha$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。 $t_{fr}$ 屋内火災保有耐火時間（単位 分） $\alpha$ 火災温度上昇係数	

### 3. 今後のスケジュール（予定）

公布 令和 6 年 3 月

施行 令和 6 年 4 月 1 日